

# 改正動物愛護管理法について（動物取扱業者の方）

今回の動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の改正は、「終生飼養の徹底」と「動物取扱業者による適正な取扱いの推進」の2つの柱からなっています。

- ・動物の所有者と動物取扱業者の両者に「終生飼養」の責務が明記されました。
- ・犬猫の販売業者に対し、健康安全計画の策定や個体ごとの管理、購入者に対する現物確認・対面説明等が義務化されました。

改正動物愛護管理法は、平成24年9月に公布され、平成25年9月1日から施行されています。

## 第一種動物取扱業者の方へ

（これまでの動物取扱業者は、第一種動物取扱業者という名称に変更されました。）

### 1 第一種動物取扱業者の義務（新たに加わった内容）

- 飼養する動物に感染性の病気が広がらないよう、日常の健康状態の確認、獣医師による診察、ワクチン接種に努めてください。
- 廃業等により動物の飼養が困難になった場合を考え、あらかじめ譲渡先等を検討しておいてください。（終生飼養の確保）
- 動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を販売する場合は、購入者に対し、あらかじめ、現物確認（その動物の状態を直接見せる。）と対面説明（その動物の特徴や飼養方法について対面で文書を用いて説明する。）が必要です。
  - ⇒ インターネット上のみで売買契約を成立させることは禁止となります。
  - ⇒ 第一種動物取扱業者を相手に取引する場合は、従来通り、その動物の特徴等を説明することでの売買が可能です。

### 2 犬猫等販売業者

- 第一種動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者は、登録にあたり、犬及び猫の繁殖を行うかどうか、犬猫等健康安全計画の提出が義務付けられます。
  - ⇒ 既に登録済みの方は、平成25年11月30日までに届出を行ってください。
  - ⇒ 犬猫等健康安全計画には、

#### ①幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

- ・幼齢期の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の管理体制・健康状況の確認体制等
- ・獣医師等との連携状況（かかりつけの獣医師名等）

#### ②販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

- ・仕入れ方法等需給調整の方法
- ・販売が困難になったあるいは繁殖に適さなくなった犬及び猫の取扱い

③幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法

- ・生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降、別に法律に定めるまでの間は49日）を経過しない時点での取扱い方法
- ・飼養施設の管理方法
- ・ワクチン接種やマイクロチップ装着の実施方法
- ・具体的な繁殖回数や幼齢・高齢期の繁殖制限
- ・繁殖に係る獣医師立会いや健康診断等（繁殖を行う場合）
- ・幼齢の犬猫に配慮した展示方法等（展示を行う場合）

を記載する必要があります。

⇒ 登録時に策定した犬猫等健康安全計画は遵守しなければなりません。

●帳簿の作成及び所有状況の報告が義務付けられます。

⇒ 飼養する犬及び猫の個体ごとに、

- ①品種等
- ②繁殖者名等
- ③生年月日
- ④所有日
- ⑤購入先
- ⑥販売日
- ⑦販売先
- ⑧販売先が法令に違反していないことの確認状況
- ⑨販売担当者名
- ⑩対面説明等の実施状況等

（死亡した場合には）

- ⑪死亡日及び死亡原因

を帳簿（様式は問わない）に記載し、5年間保存してください。

⇒ 毎年度5月30日までに、

- ①年度当初の犬猫の所有数
- ②月毎に新たに所有した犬猫の所有数
- ③月毎に販売等した、又は死亡した犬猫の数
- ④年度末の犬猫の所有数

を指定の様式に記載し、保健所に提出してください。

●幼齢動物の販売規制

⇒ 生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降、別に法律に定めるまでの間は49日）を経過しない犬猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されました。

●現物確認・対面説明の義務化

- ⇒ 動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）を販売する場合、購入者に対し、あらかじめ、現物確認（販売する動物の現在の状況を直接見せる）とともに、対面説明（対面により飼養方法、生年月日等適正飼養のために必要な情報を提供する）が必要です。
- ⇒ 広告等のためにインターネットを活用することや、あらかじめ、現物確認・対面説明を済ませた後、インターネット上で売買契約を行うことは可能です。

3 犬及び猫の引取りの拒否

- 県では、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合、原則引取りをいたしません。

なお、詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました <動物取扱業者編>  
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2508a.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2508a.html)